

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月20日
【会社名】	S B I ホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西川 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西川 保雄
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年10月23日
【発行登録書の効力発生日】	2025年10月31日
【発行登録書の有効期限】	2027年10月30日
【発行登録番号】	7 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 800,000百万円
【発行可能額】	640,000百万円 (640,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年2月20日(提出日)です。
【提出理由】	2025年10月23日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」の「第1 募集要項」と「第3 その他の記載事項」の記載について訂正を必要とするため並びに「募集又は売出し に関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を 提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン(デジタル名義書換方式)社債(社債間限定同順位特約付)に関する情報>

銘柄	SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン(デジタル名義書換方式)社債(社債間限定同順位特約付)(愛称:SBI START債)(以下「本社債」という。)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1万円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	未定(年1.85%~年2.45%を仮条件とする。) (注)18
利払日	毎年3月24日及び9月24日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2026年9月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各24日にその日までの前半か年分を支払う。なお、各支払期日に各本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に支払われる利息額は以下により計算される金額となる。</p> <p>別記「(注)15 社債原簿の記録の管理及び社債原簿管理人」(2)に定める社債原簿管理人が備える社債原簿における各本社債の社債権者が保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。「一通貨あたりの利子額」とは、1円に別記「利率(%)」欄に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額(ただし、半か年に満たない期間につき一通貨あたりの利子額を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算した金額)をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 儻還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)16 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2029年3月23日
償還の方法	<p>1 儻還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 儻還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、償還期限である2029年3月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 儻還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、各利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日(利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とする。)から当該利払日又は償還期日までの期間及び法令に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 儻還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)16 元利金の支払」記載のとおり。</p>

募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月11日から2026年3月23日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年3月24日
振替機関	
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の無担保社債のために担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>3 当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により担保権の設定されている他社の社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1 担保付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本項(1)により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本項(1)により本社債のために担保権を設定した場合、又は、当社が別記「（注）3 特定物件の留保」により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときは、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び別記「（注）6 社債管理者に対する通知」(2)は適用されない。</p>

#### （注）1 信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA-の信用格付を2026年3月10日付で取得する予定である。R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行なうに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まるとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R & I：電話番号03-6273-7471（注）18

#### 2 社債の券面

本社債に係る社債券は発行しない。

### 3 特定物件の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず、本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。
- (2) 本（注）3(1)の場合、当社は社債管理者との間に次の 乃至 についても特約する。
- 留保資産のうえには本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。  
当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡若しくは貸与しない旨。  
当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。  
当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。  
当社は本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。  
当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- (3) 本（注）3(1)の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

### 4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項の規定により当社が本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）4(2)に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。  
(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。  
(3) 当社が本（注）5、本（注）6、本（注）7に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。  
(4) 当社が本社債以外の社債（海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。  
(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。  
(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。  
(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。  
(8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、若しくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

### 5 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、隨時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本（注）5(2)に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれら添付書類及び訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

## 6 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿管理人を通じて社債原簿にその旨の記録を行い、書面又は電磁的記録をもってこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。  
事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。  
事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。  
資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

## 7 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、2026年3月10日付S B Iホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）管理委託契約証書（以下「管理委託契約証書」という。）の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）7(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

## 8 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に定める行為を除く。）を行わない。

## 9 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

## 10 社債管理者の義務

- (1) 社債管理者は、法令及び管理委託契約証書の定めに従い、本社債の社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理を行う。
- (2) 社債管理者は、法令及び管理委託契約証書の定めに従い、本社債の社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行う。

## 11 社債管理者等の利益相反状況と公平誠実義務の関係

- (1) 社債管理者が当社に対し貸付等の債権を有する場合や、社債管理者のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「グループ会社」という。）が信託勘定を通じ当社に対し債権を有する場合等においては、これらの債権等と本社債は保全・回収・充当に関して競合する可能性がある。
- (2) 本（注）11(1)の場合、社債管理者及びグループ会社は、本社債と当該競合する債権等が債権額に応じ同等に扱われるよう、合理的かつ適切な方法により保全行為や回収・充当行為を行う。
- (3) 本社債と当該競合する債権等の保全・回収・充当の割合が債権額に応じ同等である限り、社債管理者は公平誠実義務違反を問われないものとする。
- (4) なお、本（注）11(2)及び(3)は、社債管理者及びグループ会社による回収・充当方法が相殺・払戻充当等、期限の利益喪失事由発生後の自己の預金債務に基づく回収・充当行為の場合には原則として適用されない。

## 12 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。  
社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。  
社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
- (2) 本（注）12(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

### 13 社債権者に対する通知及び公告

- (1) 本社債に関して社債権者に対し通知する場合は、全ての本社債の社債権者に直接通知する方法のほか、法令に別段の定めがあるものを除き、本(注)13(2)に規定する公告の方法によりこれを行うことができる。なお、社債権者に直接通知する方法は、社債権者が口座を保有する金融商品取引業者（以下「本金融商品取引業者」という。）を通じて行われる。
- (2) 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は管理委託契約証書に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行うものとする。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

### 14 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を本種類の社債の社債権者に通知する。なお、当社は、電磁的方法により当該通知を発することができる。なお、かかる通知を発した日から、社債権者集会が終了する日までの間、社債原簿の書換を停止するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

### 15 社債原簿の記録の管理及び社債原簿管理人

- (1) 本社債の社債原簿の記録の管理には、株式会社BOOSTRY（以下「BOOSTRY」という。）が開発し、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク（限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいう。）であるibet for Finが利用される。

#### (2) 社債原簿管理人

株式会社みずほ銀行

### 16 元利金の支払

本社債に係る元利金の支払は、社債管理者及び本金融商品取引業者を通じて行う。

### 17 本社債の譲渡

- (1) 本社債の社債権者は、その保有する本社債の全部又は一部を譲渡することができる。ただし、各利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とする。）から当該利払日又は償還期日までの期間、本社債を譲渡することはできない。
- (2) 本社債の社債権者が本社債を譲渡する場合は、本(注)15(1)に定めるibet for Finを利用した、当社が別途指定する方式に従わなければならない。
- (3) 本社債の社債権者は、本社債につき質権を設定することはできないものとする。
- (4) 本社債を取得した者が本(注)17(1)に従って本社債を譲渡する場合、本社債の社債権者は、本社債が金融機関（租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関をいう。）若しくは金融商品取引業者等（同条第2項に規定する金融商品取引業者等をいう。）の固有財産となる場合、又は金融商品取引業者（同条第1項第2号に規定する金融商品取引業者をいう。）若しくは登録金融機関（同号に規定する登録金融機関をいう。）が本社債の譲渡の相手方から金融商品取引法第2条第8項第16号に掲げる行為に係る業務として本社債の預託を受ける場合を除き、本社債を譲渡することはできないものとする。

### 18 未定の事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日までに決定する予定である。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報 >

### （1）【社債の引受け】

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
株式会社 SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番 1号

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である株式会社 SBI証券の親法人等に該当します。株式会社 SBI証券は当社の連結子会社です。本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」といいます。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続に従い決定する予定であります。

### （2）【社債管理の委託】

本発行登録の発行予定額のうち、10,000百万円を社債総額とする SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）の社債管理者は、次の者を予定しております。

社債管理者の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5番 5号

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### ( 1 ) 【新規発行による手取金の額】

( 訂正前 )

未定

( 訂正後 )

< S B I ホールディングス株式会社第 1 回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報 >

払込金額の総額（百万円）（注）	発行諸費用の概算額（百万円）（注）	差引手取概算額（百万円）（注）
（未定）	（未定）	（未定）

（注） 未定の事項については、需要状況を勘案したうえで、2026年3月10日頃までに決定する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報 >

### 1 特典の付与について

当社は、以下のとおり、本社債権者（国内居住者の個人及び法人に限ります。）に対して、取得した又は保有する本社債の金額に応じて特典（本社債の一部を構成するものではありません。）を付与します。なお、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義されるものを除き、それぞれ上記「第一部 証券情報 第1 募集要項」中で定義された意味を有します。

(1) 当社は、払込期日において本社債の払込みを行ったことが当社において確認できた本社債権者（国内居住者の個人及び法人に限る。）のうち、下記(2)記載の手続を行った者に対して、それぞれ、暗号資産（仮想通貨）XRP（以下「本特典」といいます。）を、取得した本社債の額面10万円当たり、2026年5月13日午前6時59分時点のSBI VCトレード株式会社（以下「SBI VCトレード」といいます。）の暗号資産販売所での買価格を基準として、200円相当分の割合で付与します（但し、付与するXRPの数量は、各本社債権者の保有する本社債の額面総額に係る付与相当額を基準として算出し、また、計算の結果小数点第5位以下の数が生じる場合には小数点第6位以下を切り捨てた数とします。）。当社は、SBI VCトレードの暗号資産販売所で本特典の買付を行い、2026年5月15日までに本社債権者に本特典を付与することを予定しております。

当社は、2027年3月24日及び2028年3月24日の各利払い時において、本社債権者のうち、別途当社が定める特典の受取手続の期間に下記(2)記載の手続を行った者に対して、それぞれ特典を付与する予定です。特典の内容につきましては、各利払日が近付いたタイミングで当社のプレスリリースにてお知らせする予定です。

当社は、最終利払い時（2029年3月23日）において、本社債権者のうち、別途当社が定める特典の受取手続の期間に下記(2)記載の手続を行った者に対して、特典を付与する予定です。特典の内容につきましては、最終の利払日が近付いたタイミングで当社のプレスリリースにてお知らせする予定です。

なお、  
・ の時点において付与する予定の特典の内容・数量は未定であり、  
と同様の内容・数量の特典が付与されるとは限らない点にはご留意ください。

(2) 上記(1) 記載の本特典の付与を希望する本社債権者は、当社グループに属する暗号資産（仮想通貨）交換業者であるSBI VCトレードに暗号資産（仮想通貨）口座を開設し、当社が別途定める本特典の受取手続を行わなければならないものとします。

また、上記(1) 及び 記載の特典の付与を希望する本社債権者は、当社が別途定める特典の受取手続を行わなければならないものとします。

(3) 上記にかかわらず、別途当社が定める本社債の特典の受取手続の期間内に上記(2)記載の手続を行わなかった場合その他本社債の特典の付与日において当社が本社債権者に対して特典を付与することができないと判断した場合、当該本社債権者には当該付与することができないと判断した数量につき特典を付与しないものとします。  
この場合、当社は、当該特典を付与しないことについて一切の責任を負わないものとします。

(4) 本社債の特典の付与を受ける権利は、本社債の譲渡とは別に、当該権利のみ独立して譲渡することはできないものとします。

(5) 付与された本特典の取扱いについては、SBI VCトレードの定めるサービス総合約款その他の所定の利用規約に従います。

なお、本書の日付現在、SBI VCトレードのシステム環境上、SBI VCトレードから本社債権者に対する1XRP未満の本特典の付与（SBI VCトレードに開設された口座での受取）は可能ですが、本社債権者による当該口座からの1XRP未満の数量の売却はできません。

2 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が運営するセキュリティ・トークン私設取引システムにおける取扱いについて

(1) 国内唯一（注1）のセキュリティ・トークンの私設取引システム（START）について

本書の日付現在、当社は、本社債について、受渡期日の翌営業日（以下「取引開始日」といいます。）以降、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」といいます。）が運営するセキュリティ・トークン私設取引システム（以下「START」といいます。）において本社債が取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者（保護預り契約の当事者としての株式会社SBI証券のことをいいます。以下同じです。（注2））による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます（注2）。

本社債がSTARTにおいて取り扱われることで、取引機会の多様化による顧客利便性の更なる向上が期待されるものと当社は考えています。

（注1） 本書の日付現在、日本国内で金融庁より認可を得て運営されているセキュリティ・トークンの私設取引システムはSTARTのみです。ただし、今後新たに金融庁より認可を得てセキュリティ・トークンの私設取引システムが運営される可能性があります。

（注2） 本書の日付現在、本社債権者となる者との間で保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみであるため、注文の取次ぎを行う者及び取引の相手方となる者は当初取扱金融商品取引業者のみとなります。今後、他の金融商品取引業者がSTARTにおける取引参加者となり、本社債の取引が可能となった場合においては、当該他の金融商品取引業者が、保護預り契約を締結する取扱金融商品取引業者として追加される可能性があります。以下同じです。

<大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（ODX）の概要>

ODXは、2023年12月より国内初のセキュリティトークン取引市場を運営しています。

会社名	大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
事業内容	株式の私設取引システム（PTS）運営 セキュリティトークンの私設取引システム運営
主な株主	SBI PTSホールディングス株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 野村ホールディングス株式会社 株式会社大和証券グループ本社 Cboe Worldwide Holdings Limited
代表取締役	代表取締役会長 北尾 吉孝 代表取締役社長 脇 仁雄
住所	（大阪本社）〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号 （東京本社）〒106-6007 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階
設立年月日	2021年4月1日
証券業登録及び事業認可	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3328号 私設取引システム（PTS）運営業務
加入協会	日本証券業協会（JSDA） (賛助会員)一般社団法人 日本STO協会（JSTOA） (賛助会員)一般社団法人 日本セキュリティトークン協会（JSTA）
資本金	3億75百万円（資本準備金含む）（2025年12月末時点）

出所：大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

組織化されたセカンダリー・マーケットを整備することにより、適正な価格形成や流動性の向上などが見込まれ、セキュリティ・トークンが投資家にとってより身近なものとなり得ます。

ODXは、活発なセキュリティ・トークンのセカンダリー・マーケットを創設することで、プライマリー・マーケットの活性化を促し、より利便性の高い新たな資本市場の形成を目指しています。

<ODXが運営するセキュリティ・トークン私設取引システム（START）における売買取引制度>

ODXが2023年12月25日に運営を開始したSTARTは、セキュリティ・トークンの売買取引を行う私設取引システム（いわゆるPTS）として金融商品取引法等の規制を受け、金融庁より認可を得た認可私設取引システム（認可PTS）です。

ODXが投資者保護の観点から定めた基準に基づき新規取扱審査を行い、取扱承認を行った銘柄のみが、取引対象となっています。

STARTでは、STARTの取引参加者である第一種金融商品取引業者を通じて、投資家の注文が発注され、投資家の注文同士で売買が成立する競争売買方式が採用されています。

STARTにおける主な売買取引制度は以下のとおりです。なお、STARTにおける取引開始日時点での本社債の基準価格は、発行価格を参考にODXにて定める価格となります。

項目	内容
付け合わせ方式	節立会（板寄せ方式）2回／日
注文の種類	指値注文、成行注文
取引時間	セッション1 11：30に執行（注文受付は、10：00～） セッション2 15：00に執行（注文受付は、12：00～）
売買単位	原則として、本社債の各社債の額面金額を1単位として設定
基準価格	原則、前取引日の最終価格（約定がない場合の基準価格の決定方法はODXの規程に定める方法による）
制限値幅	設定あり
信用取引／空売り	当面の間は、現物取引のみ
清算・決済	売買約定日から2取引日後に実施
売買停止	投資者への情報周知が必要な場合や制度的に取引が行えない場合等、ODXの判断で実施
適時の情報提供	発行会社は上場会社であることから、適時の情報提供に該当する項目は、取引所規則に基づく適時開示の内容と同等であり、株式会社東京証券取引所の運営する「適時開示情報伝達システム」（TDnet）にて開示される適時開示情報を参照のこと
市場情報の提供	銘柄ごとの約定価格（セッション1及びセッション2において約定が成立した取引の価格）、売買代金等の市場情報は、日次でODXのWebサイトにて提供 この他に情報ベンダーを通じてリアルタイムの気配や価格配信も実施

STARTは、保有するセキュリティ・トークンの換金や既発行のセキュリティ・トークンの取得などのニーズを満たすことを目的として、公正な価格形成により多くの流動性を供給できるよう、売買制度や取引対象銘柄の管理などを標準化し、公表されたルールに基づいて運営されます。もっとも、STARTでの売買取引の約定は、銘柄特性、市場の状況や注文状況等に影響を受けますので、常に約定が成立することが保証されているわけではありません。

## （2）STARTにおける取扱いについて

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます（注）。なお、本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限については、後記「4 本社債の譲渡に係る手續及び譲渡に係る制限」をご参照ください。

また、取引開始日以降、STARTでの取扱いが廃止された場合は、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によって取引を行うことができるようになる予定です。

（注） 本書の日付現在、本社債権者となる者との間で保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみであるため、注文の取次ぎを行う者及び取引の相手方となる者は当初取扱金融商品取引業者のみとなります。今後、他の金融商品取引業者が注文の取次ぎを行う者又は取引の相手方となる者として追加される可能性があります。

### 3 リスク及び留意事項について

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。

本社債への投資には、一定のリスクが伴います。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきです。ただし、以下の記載は本社債に含まれる全てのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではありません。

以下に記載する1つ又は複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきです。

#### (1) 本社債の取引方法に関するリスク

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいて取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。なお、今後、他の金融商品取引業者がSTARTにおける取引参加者となり、本社債の取引の取次ぎが可能となる可能性はありますが、当該他の金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を実施するとは限りません。また、当初取扱金融商品取引業者以外の金融商品取引業者が注文の取次ぎを行う者又は取引の相手方となる者として追加される場合、かかる他の金融商品取引業者については、本社債の移転等に係るトランザクションの作成及び送信等の手法、本社債の保有又は取引に関して負担する費用その他本社債に投資をする投資家の権利又は負担等に関する事項が異なる可能性があります。したがって、本社債に対する投資に関しては、以下の取引方法に関するリスクが存在します。

#### 本社債の市場価格の変動その他本社債の取引価格に関するリスク

STARTにおける取引価格は、(ア)STARTにおける需給バランスにより影響を受ける可能性、及び(イ)金利情勢、経済情勢その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動する可能性があります。

当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引においては、相対取引となり、一定の金額での買取を保証するものではないことから、社債権者が希望する条件で本社債の売却を行うことができない可能性、又は本社債の売却自体ができない可能性があります。したがって、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当社の経営状況又は財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。さらに、本社債は、利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日(利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。)から当該利払日又は償還期日までの期間は譲渡できません。また、下記「STARTでの取引に関するリスク」に記載のSTARTにおける売買停止期間以外であっても、本社債では売買取引の約定の成立から譲渡まで最短2銀行営業日かかることから、本社債を社債権者が希望する時期に売却できない場合があります。

本書の日付現在、本社債は、上場株式等と異なり、金融商品取引法に定める相場操縦規制及びインサイダー取引規制の対象ではありません。このため、本社債に関する重要な事実をその立場上知り得る者が、その重要な事実の公表前に本社債の取引を行った場合であっても、金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、かかる取引は、金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引であることから、かかる取引が行われた場合には、本社債の取引価格の公正性や本社債の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。なお、前記「2 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が運営するセキュリティ・トークン私設取引システムにおける取扱いについて (1) 国内唯一(注1)のセキュリティ・トークンの私設取引システム(START)について」に記載のとおり、STARTにおいてはODXが投資者保護の観点から定めた基準(申請者の情報提供体制や法令遵守体制を含みますがこれらに限られません。)に基づく審査を経て承認を受けた銘柄のみが取り扱われる上、恣意的な価格操作を抑止するための各種の売買取引制度や適時の情報提供の制度が設けられていますが、これらの施策が十分に機能することが保証されているものではなく、上記の取引が本社債価格に悪影響を与える可能性があります。

#### STARTでの取引に関するリスク

取引開始日より、本社債は、当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。しかしながら、STARTにおける取扱いが開始されたとしても、その後にODXの定める取扱廃止基準に抵触する場合には取扱いは廃止され、当該廃止以降はSTARTでの取引は行えません。そのため、かかる廃止後は、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法以外での取引ができないこととなる可能性があります。

STARTは、ODXが2023年12月25日に運営を開始したセキュリティ・トークンの売買取引を行う私設取引システム(いわゆるPTS)として金融商品取引法等の規制を受け、金融庁より認可を得た認可私設取引システム(認可PTS)であり、本社債がSTARTにおいて取り扱われるようになったとしても、取引機会が必ずしも多いものではない可能性があります。

利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日(利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。)から当該利払日又は償還期日までの期間において、STARTにおける売買取引が停止

されます。その他に、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

STARTの売買制度では、売買約定日の2営業日後に約定に関係した取引参加者間の相対にて清算決済が行われるため、本社債がSTARTにおいて取り扱われるようになった場合には、売買約定日の2営業日後に清算決済が行われる予定です。しかし、約定から清算決済が完了するまでの間に取引参加者に事故が生じた場合等、清算決済を予定どおり実施できない場合には、本社債を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

上記のほか、ODXが運営するSTARTにおいてシステム障害が生じた場合には、これに伴ってibet for Fin上における社債権者の確定が困難になること等により本社債の譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

## (2) 会計制度・税制リスク

本社債はセキュリティ・トークン（デジタル社債）として発行される電子記録移転有価証券表示権利等であるため、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが以下の記載の内容と異なる可能性があります。

また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、今後の日本の税法の改正等により変更が生じる可能性があること、及び全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意ください。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要があります。

内国法人が支払を受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課されます。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となります。なお、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができます。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税の課税所得の計算に算入されます。

## (3) 本社債の特性に起因するリスク要因及びその他の留意点

本社債は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。）の適用を受けず、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債を譲渡する場合には、振替法に定める振替機関を通じて譲渡が行われ、その譲渡に係る対抗要件である社債原簿の記録も電磁的記録によって行われるという特性を有しています。

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債の社債原簿の記録の管理にはブロックチェーンネットワークが利用されます。当社は、株式会社みずほ銀行を社債原簿管理人として、本社債の社債原簿に関する業務を委託しており、本社債の社債原簿の記録の管理等は、株式会社みずほ銀行において行われます。

売買等により本社債の権利者の変更が生じた場合には、上記の方法で社債原簿の記録が書き換えられた時点で、会社法上、当社及び第三者に対する対抗要件が具備されることになります。

上記のとおり、本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等であり、振替法の適用を受けず、証券保管振替機構が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債の保有、譲渡や決済等に関して、振替社債に該当する一般的な円貨建て社債とは異なる以下のリスク・取扱上の注意点があります。

本社債の売買その他の取引にあたっては、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本社債はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や権利の帰属に係る対抗要件である社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本社債に係る情報が流出し、又は本社債に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本社債の実体法上の権利関係と社債原簿の記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本社債に係る記録や社債原簿の記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本社債の元利金の支払が行われなくなる、実体法上の権利者が本社債を譲渡できなくなる、又は本社債の譲渡に係る社債原簿の記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。また、流出した情報の不正利用等の事態が生じた場合には、当社の社会的な信用の失墜や損害賠償責任が発生するおそれがあります。

その他上記以外の原因により本社債の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは社債原簿管理人が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又は株式会社S B I証券のシステム障害等により、取引情報をibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネット

ワークに通常どおり連携できなくなった場合には、本社債の元利金の支払い、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

本社債の社債原簿の記録の管理に関する業務は株式会社みずほ銀行に委託しております。業務委託先が当社の期待どおりに業務を行うことができない場合、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、本社債の社債原簿の記録の管理のために用いられるibet for Finは、BOOSTRYが事務局を務めるibet for Finコンソーシアムによって運営及び管理され、また、ibet for Finにおいて本社債を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転を承認するノードは、現時点においてはBOOSTRYのみが保有します。そのため、BOOSTRYが管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況等が悪化し当社の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

さらに、本社債発行時の購入者は、上記「1 特典の付与について」に定める条件に従って本特典の付与を受けることができるものの、本特典の特性に起因して、以下のリスクが存在します。

本社債権者が、本特典の付与日において、本特典である暗号資産の移転先として当社が指定する口座を保有していない場合、又は当該口座を保有しているとしても、当該口座が開設されている暗号資産交換業者の規約に違反するなどの理由により当該口座に本特典を移転することができない場合、本社債権者は、本特典の一部又は全部の付与を受けられない可能性があります。この場合であっても、本社債権者は、本社債に関して、当社から金銭補償や代替的な特典の付与を受けることはできません。

本特典は、SBI VCトレードにおける本社債権者の口座において管理されるため、SBI VCトレードに対するサイバー攻撃による不正アクセス等により流出し、取り戻すことができない可能性があります。この場合、本社債権者は、本社債の保有に伴い付与された本特典の全部又は一部を利用又は換金することができなくなり、損害を被る可能性があります。

なお、本社債に関するリスク・取扱上の注意点は、上記以外にも想定され得るものであり、上記に記載した事項が全てではありません。

#### 4 本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限

本「4 本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限」に記載の手続等は、当初取扱金融商品取引業者である株式会社SBI証券に関するものです。本書の日付現在、保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみですが、今後、他の金融商品取引業者が追加される可能性があり、その場合、かかる他の金融商品取引業者については、かかる手続等が異なる可能性があります。以下同じです。

##### (1) 本社債の取引の方法

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行なうことができます。なお、STARTにおける売買取引が可能な時間内においては、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を行うことはできません。

##### (2) 本社債の管理等

本社債は、ibet for Finにおいて管理されます。

そのため、本社債権者となる者は、当初取扱金融商品取引業者と本社債に係る保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結する必要があり、本社債の譲渡に係る社債原簿の名義書換請求を、当該保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結した当初取扱金融商品取引業者に委託することとされています。したがって、本社債権者が本社債の譲渡に係る社債原簿の名義書換請求を行う場合には、当初取扱金融商品取引業者に対して申請を行い、当初取扱金融商品取引業者が社債原簿管理人に対してかかる請求を行います（なお、本書の日付現在、当該保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結した当初取扱金融商品取引業者以外との売買及び口座移管はできませんが、今後、他の金融商品取引業者が追加される可能性があり、その場合には当該取扱金融商品取引業者との売買及び口座移管ができるようになる可能性があります。ただし、その場合、かかる他の金融商品取引業者については、かかる手続等が異なる可能性があります。）。

また、当該譲渡及び名義書換は、当初取扱金融商品取引業者によるibet for Finへの記録によって行われます。具体的な手続は、以下のとおりです。

当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる店頭取引による譲渡

(イ) 本社債権者から当初取扱金融商品取引業者への譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、本社債権者との間で本社債を本社債権者から譲り受ける旨の約定が成立し、当該譲渡に係る資金決済が完了した場合、社債原簿の名義書換請求として、当該本社債の受渡日の午後4時までに、( )決済が完了した本社債の情報並びに( )決済が完了した本社債の数量（個数）等、受渡日及び移転区分を記載した移転情報（本社債の移転に係る情報をibet for Finに記録するために必要な情報の一式をいい、以下「移転情報」と総称します。）を作成し、ibet for Finへの登録を行います。なお、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。

(ロ) 当初取扱金融商品取引業者から投資家への譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、ibet for Finに情報が登録されていない投資家（以下「新規投資家」といいます。）が本社債の取得申込を行う場合、本社債の取得申込を行う当該新規投資家の属性等の確認をした上で、当初取扱金融商品取引業者と当該新規投資家との間の本社債の譲渡についての約定の成立時まで又はこれと同時に当該新規投資家との間で保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結します。当初取扱金融商品取引業者は、新規投資家との間で本社債の譲渡に関する約定が成立了場合、当該約定が成立した新規投資家の投資家情報を当該新規投資家の保有する本社債に係るST（ibet for Finネットワーク内のブロックチェーン上で管理される、本社債に対応するセキュリティ・トークンをいいます。）を管理するための秘密鍵を生成します。当初取扱金融商品取引業者は、ibet for Fin上で、本社債に対して、当該新規投資家の名義登録を行います。当初取扱金融商品取引業者は、新規投資家に対して本社債を譲り渡す旨の約定が成立し、当該譲渡に係る資金決済が完了した場合、社債原簿の名義書換請求として、当該本社債の受渡日の午後4時までに、( )決済が完了した登録投資家の情報並びに( )決済が完了した本社債の数量（個数）、受渡日及び移転区分を記載した移転情報を作成し、ibet for Finへの登録を行います。なお、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。

STARTにおける譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、STARTにおいて本社債権者と第三者の間で本社債の譲渡についての約定が成立した場合、当該本社債の受渡日にibet for Finに当該移転情報を登録します。当該移転情報の登録は、受渡日の午後4時までに実施します。また、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。なお、本社債のSTARTにおける売買取引に関しては次の点に留意が必要です。

- ・売買取引の成否は、STARTにおける売買注文の状況によりますので、約定が保証されているものではありません。
- ・STARTの売買取引は、ODXが定める売買方法により1日2回（午前11時30分及び午後3時）の執行となります。
- ・利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。）から当該利払日又は償還期日までの期間において、STARTにおける売買取引が停止されます。その他に投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。
- ・STARTにおける取扱いが廃止された場合には、取扱廃止日の翌営業日以降はSTARTへの取次ぎを通じた売買取引は行えません。

### 第3【その他の記載事項】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

< S B I ホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報 >

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術（以下「デジタル社債基盤技術」といいます。）、本社債の募集、本社債の取得及び譲渡並びに本社債の社債原簿の記録の管理のために用いるプラットフォーム（以下「デジタル社債プラットフォーム」といいます。）、デジタル社債基盤技術を提供する者（以下「デジタル社債基盤技術提供者」といいます。）、デジタル社債プラットフォームを提供する者（以下「デジタル社債プラットフォーム提供者」といいます。）並びに管理報酬等及びその他の手数料等については以下のとおりです。

#### 1 デジタル社債基盤技術及びデジタル社債プラットフォーム

##### (1) デジタル社債基盤技術の名称、内容及び選定理由

本社債の募集、取得及び譲渡を、BOOSTRYが開発する分散型台帳技術を用いたコンピュータシステムであるibet for Finにて管理し、本社債に係る財産的価値の記録及び移転がibet for Finへの記録によって行われます。当該記録に連動するシステム上の帳簿は、ibet for Finにおいて登録される社債権者等に係る情報とともに、本社債の社債原簿を構成します。ibet for Finの構成技術としては、「コンソーシアム型」のデジタル社債基盤技術を採用し、具体的なデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーン（以下「デジタル社債基盤技術基盤」といいます。）としてGoQuorumを採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術の内容及び選定理由

一般に、デジタル社債基盤技術はその特性に応じて大きく3種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル社債基盤技術です。

「パブリック型」のデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーンとして、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。2つ目は「プライベート型」と呼ばれる特定の1社が提供するデジタル社債基盤技術です。「プライベート型」は特定の1社が提供するシステムでデータや権限が複数企業に分散している「パブリック型」や「コンソーシアム型」とは異なる仕組みです。3つ目は「コンソーシアム型」と呼ばれる、許可された複数の参加者がノードとしてネットワーク運用を行うデジタル社債基盤技術です。

セキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うデジタル社債基盤技術としては、顧客資産の流出を未然に防止するため、セキュリティ確保の蓋然性が高いものを選択することが重要であり、「コンソーシアム型」の持つ以下の特性により、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として当社は評価しています。

##### (イ) ネットワークにアクセス可能な者が限定的

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「コンソーシアム型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

##### (ロ) トランザクションを作成しうるノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータ（ブロックチェーン上の記録）を作成することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（財産的価値の移転についての記録をいいます。以下同じです。）を作成することが可能ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの作成者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

##### (ハ) トランザクション作成者の特定が可能

「パブリック型」では不特定多数の者がネットワーク上でトランザクションを作成することが可能であり、また、それらの者の氏名・住所等の本人情報とデジタル社債基盤技術上で公開されているアドレスとが紐づけられていないため、特定のトランザクションを誰が作成したかを特定することは困難ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成できるノードの保有者は特定されているため、誰がいつ書き込んだかを全て追跡することができます。

## (二) 障害耐性

「プライベート型」では特定の1社がデジタル社債基盤技術を提供することとなるため、当該提供者において障害が生じた場合にはネットワーク全体が正常に稼働できることとなる可能性がありますが、「コンソーシアム型」においては複数の分散されたノードで運営することで、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能です。

### デジタル社債基盤技術基盤GoQuorumの内容及び選定理由

GoQuorumは、2016年にJ.P.Morgan Chase & Co.によってEthereumをベースとして金融分野におけるエンタープライズ用途で開発されたブロックチェーンプロトコルです。GoQuorumの有する以下の特徴から、「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術基盤の中でもより望ましいものとして当社は評価しています。

#### (イ) 高い障害耐性和ファイナリティ

ibet for Finは、「コンソーシアム型」を採用しているため、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能であることに加えて、GoQuorumが対応するコンセンサス・アルゴリズムのうち、ビザンチン耐性、すなわち障害や悪意等で異常な振る舞いをする一部のノードが存在したとしてもブロックチェーン全体としては正常に作動することが可能となる特徴を有する「Quorum BFT」を採用していることから、高い障害耐性があるといえます。また、ブロックチェーン上での取引データはファイナリティ（決済完了性）を有しており、後から取引が覆るリスクやブロックの改竄に対する耐性も高いものとなります。

#### (ロ) Ethereumとの互換性

GoQuorumは、「パブリック型」ブロックチェーンのEthereumをベースに開発されており、Ethereumとの一定の互換性を有しております。そのため、分散型金融の基盤となっているEthereumのソースコードや周辺ツール群の利用が可能で、高い拡張性を有しております。

## (2) デジタル社債プラットフォームの名称、内容及び選定理由

セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要です。

本社債の取得及び譲渡は、BOOSTRYが開発を主導するセキュリティ・トークン（デジタル社債）の発行及び管理プラットフォームであるibet for Finを利用して行います。本社債の募集は、本社債の引受けを行う株式会社SBI証券が管理する既存のコンピュータシステムを通じて行い、ibet for Finと連携します。投資家は本社債の取得に際して、株式会社SBI証券経由でのみ申し込みを行います。投資家は直接ibet for Finにアクセスすることはなく、投資家のibet for Finにおけるアカウント・秘密鍵は株式会社SBI証券が管理し、株式会社SBI証券を経由して取引データが記録・更新されます。

ibet for Finはセキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うためのスマートコントラクト（ブロックチェーン上のトークンの移転を一定の条件に従って自動的に執行するためのプログラム）やネットワーク運営が整っており、社債や証券化商品等の様々な有価証券を発行・管理できる仕組みとなっています。また、国内の金融機関等で組織されたコンソーシアムがネットワークを共同運営しており、その運営についても安定しています。社債発行において実務上適切に権利者を管理できるITサービスが提供されており、公募の社債型セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取扱い実績もあることから適切なプラットフォームといえます。

## 2 デジタル社債基盤技術提供者及びデジタル社債プラットフォーム提供者

株式会社BOOSTRY

ibet for Finは、BOOSTRYが開発を主導しています。BOOSTRYはibet for Finコンソーシアムにおける事務局として、コンソーシアム規約に則り、ノードの運営・ブロックの承認・ネットワークの維持等を担っております。

## 3 管理報酬等及びその他の手数料等

該当事項はありません。

## 4 電子記録移転有価証券表示権利等に関するリスク

「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 リスク及び留意事項について」をご参照ください。